

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	
目次（現行のとおり）	
第一条から第八十二条まで（現行のとおり）	
別表第一から別表第十一まで（現行のとおり）	
別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十三条及び第五十四条関係）	
特定有害物質の種類	基準値
	溶出量（単位 検液一リットルにつきミリグラム） 含有量（単位 土壌一キログラムにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三
二から八まで（現行のとおり）	（現行のとおり）
九 トリクロロエチレン	〇・〇一
十から二十六まで（現行のとおり）	（現行のとおり）
備考（現行のとおり）	
別表第十二の二 地下水基準（第五十四条関係）	
特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三
二から八まで（現行のとおり）	（現行のとおり）

現行	
目次（略）	
第一条から第八十二条まで（略）	
別表第一から別表第十一まで（略）	
別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十三条及び第五十四条関係）	
特定有害物質の種類	基準値
	溶出量（単位 検液一リットルにつきミリグラム） 含有量（単位 土壌一キログラムにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇一
二から八まで（略）	（略）
九 トリクロロエチレン	〇・〇三
十から二十六まで（略）	（略）
備考（略）	
別表第十二の二 地下水基準（第五十四条関係）	
特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇一
二から八まで（略）	（略）

九 トリクロロエチレン	〇・〇一
十から二十六まで (現行のとおり)	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別表第十二の三 第二溶出量基準 (第五十五条の二関係)

特定有害物質の種類	基準値 (単位 検液一リットルにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇九
二から八まで (現行のとおり)	(現行のとおり)
九 トリクロロエチレン	〇・一
十から二十六まで (現行のとおり)	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別表第十二の四から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

九 トリクロロエチレン	〇・〇三
十から二十六まで (略)	(略)

備考 (略)

別表第十二の三 第二溶出量基準 (第五十五条の二関係)

特定有害物質の種類	基準値 (単位 検液一リットルにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・三
二から八まで (略)	(略)
九 トリクロロエチレン	〇・三
十から二十六まで (略)	(略)

備考 (略)

別表第十二の四から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)